

## 湖南省国民保護計画（素案）の修正事項の概要

- 1 「第1編第1章 1市の責務および市国民保護計画の位置づけ」において、「(4) 消防業務」は、市の責務であることから、「(1) 市の責務および市国民保護計画の位置づけ」の中の後段に記述しました。 【P1 1 (1) 8行目】
  
- 2 「第1編第2章 国民保護措置に関する基本方針 (6) 高齢者、障がい者等への配慮および国際人道法の的確な実施」において、「障がいがある人が地域でいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南省条例（昭和18年条例第23号）に基づき、障がい者の生命や財産を守り、生活の安全と安心を守らなければならない。また、高齢者やその他特に配慮を要する者の保護についても同様とする」を追加記述しました。  
【P3 16行目】  
また、戦時国際法規、国際人道法規について、資料編に明記しました。  
【P3 18行目】
  
- 3 「第1編第4章 市の地理的、社会的特長」において、「国道1号線の渋滞状況」、「JR草津線の利用状況」、「国道1号線パイパスの建設状況」、「野洲川に架橋されている6箇所の橋梁」、「野洲川上流の野洲川ダム、青土ダムの設置」、「市内人口における在留外国人の割合が約6%であること」、「過去に無差別大量殺人を行った教団の施設が存在し、公安当局が観察を続けている」を追加記述しました。 【P8 下から6行目～ P9】
  
- 4 「第2編第1章第2項6 ボランティア団体に対する支援」において、「市区長会（行政連絡員）を通じた自治組織への支援」についての記述を追加しました。  
また、「自主防災組織」を湖南省独自組織名称である「ふるさと防災チーム（自主防災チーム）」に、「自治会・町内会」を「区・自治会」修正しました。 【P19 14行目】  
（※全体通じて修正）
  
- 5 「第2編第2章1 避難に関する基本的事項」における「災害時要援護者の避難支援プランについて」障がいがある人が地域でいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南省条例第19条の内容について追加記述しました。【P26 下から2行目～ P27】

- 6 「第3編第9章保健衛生の確保その他の措置 3文化財の保護」において、市の計画につき、市の対応について記述、修正をしました。 【P70 15行目】
- 7 国民保護法、県国民保護計画、モデル計画との整合をはかり、所要の修正をしました。
- 8 その他字句、名称、表現を統一し、適切なわかりやすい表現に修正をしました。